

株式会社マクルウにおける公的研究費の運営・管理の責任体系

平成28年5月2日

最高管理責任者 代表取締役

(株式会社マクルウにおける公的研究費の取扱いに関する規程)

第4条 当社に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役をもって充てる。

統括管理責任者 常務取締役

(同上規程)

第5条 当社に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について当社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

コンプライアンス推進責任者 取締役

(同上規程)

第6条 当社における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。